

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○認証食品の認証	(食産業振興課)	一
○道路の区域決定	(道 路 課)	一
○道路の区域変更	(同)	一
○廃川敷地等の発生	(河 川 課)	二
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	二
○土地区画整理組合の解散の認可	(同)	二
○土地改良区役員の退任の届出	(東部地方振興事務所)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (三件)	(農村振興課)	二
○開発行為に関する工事の完了 (二件)	(建築宅地課)	四

告 示

○宮城県告示第百八十四号
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証 番号	品 目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
----------	-----	----------------	-----------------	----------

二 認証年月日

平成二十七年二月十九日

○宮城県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 弘川町向線

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
本吉郡南三陸町歌津字田表二番一地从先から 同郡同町歌津字白山一〇〇番一地从先まで	一一・一 九六・九	六八二・八

○宮城県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 大島浪板線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
-----------	---------------------	-----------------	-----------------	-----

気仙沼市大浦一六番四地先から
同市大峠山一番二九二地先まで

後 B		前 A		上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
C	A	B	A	
一五・六 八一・六	四・七 三二・六	五・〇 一三・〇	一三・〇 一、九四〇・〇	
一、八〇〇・〇	一、七八九・三	一、九四〇・〇	一、九四〇・〇	

○宮城県告示第百八十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川 の 名 称

二級河川坂元川水系坂元川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十七年一月二十七日

三 廃川敷地等の位置

山元町坂元字町東二十三番七、二十三番九及び二十三番十

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三十三・八八平方メートル

○宮城県告示第百八十八号

東松島市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 東松島市あおい地区地区計画

縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十七年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字竹倉部三十六番地

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十七年二月二十日

○宮城県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市蛇田土地改良区の役員について、次のとおり届出があった。

平成二十七年二月二十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十七年二月十日	齋藤 宏一郎	石巻市恵み野四丁目三番地三	理事

公 告

○県管荒浜北部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議

を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営荒浜北部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年二月二十七日から平成二十七年三月二十七日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年三月二十七日

2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八一一八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四一十七

電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、亘理町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○県営吉田中部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十七年二月二十七日

一 縦覧に供する書類の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営吉田中部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

平成二十七年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営吉田南部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年二月二十七日から平成二十七年三月二十七日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年三月二十七日

2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八一一八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四一十七

電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、亘理町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○県営吉田南部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十七年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営吉田南部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年二月二十七日

平成二十七年二月二十七日から平成二十七年三月二十七日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十七年三月二十七日
- 2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。
送付先 〒九八一一八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四一十七
電子メールアドレス s d s g s i n k k s @ P r e f . m i y a g i . j p
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、巨理町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年二月二十七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市押分字間畑六十二番六、六十六番

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市里の杜一丁目二番五十号 二十三―二号
菅原 良助

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年二月二十七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市大曲字布田百七十五番

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
名取市大曲字布田百七十四番地の一

関上トラック株式会社